

福山市鞆町町並み保存地域防災事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鞆町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の歴史的な町並みを守るとともに、地域住民の生命・身体及び財産を災害から保護し、安心・安全に暮らし続けることのできるまちづくりを実現するため、福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画（2021年5月策定）に基づき実施される事業に対して福山市鞆町町並み保存地域防災事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 街頭消火器

保存地区内において、公共の用に供する道路等から誰もが容易に使用できる屋外に設置され、次の表に適合する消火器をいう。

種類	型（薬剤量）	表記
A B C 粉末消火器	10型（3.0Kg）以上	所定のシールに町名及び消火器番号を表記する

(2) 薬剤詰替え

当該事業で設置した街頭消火器の薬剤を詰め替えることをいう。

(3) 消火器収納箱

保存地区内において、公共の用に供する道路等から誰もが容易に使用できる屋外に設置され、次の表に適合するものをいう。

寸法	素材	塗装		表記
		地	文字	
消火器が格納できること	ステンレス製又はスチール製	茶色の塗装	白色	所定のシールに町名及び消火器収納箱番号を表記する

(4) 連動型住宅用火災警報器

保存地区内の建築物に設置する住宅用火災警報器で、次の表に適合するものをいう。

なお、設置等については、福山地区消防組合火災予防条例（平成2年条例第18号）に掲げる基準によること。

動作方式	感知方式	設置場所
無線連動型	煙式	警報器の内1台は玄関など公共の用に供する道路等から容易に警報音を聞き取れる位置に設置する

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 地域防災事業

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画に基づく次の防災資機材の整備事業

ア 街頭消火器設置

イ 街頭消火器の薬剤詰替え

ウ 消火器収納箱設置

エ 連動型住宅用火災警報器設置

(補助対象者)

第4条 前条の事業を実施し、補助を受けるもの（以下「補助事業者」という。）は、別表第1の(ロ) 補助対象者欄に定める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団（福山市暴力団排除条例〔平成24年条例第10号〕第2条第1号の暴力団をいう。）

(3) 暴力団員等（福山市暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）

(補助金額等)

第5条 補助事業に要した経費（以下「補助対象経費」という。）に対して補助することとし、補助金の上限額、補助率及び補助回数は、別表第1の(ニ) 補助金額等欄に定める。ただし、別表第2に定める経費については、補助対象経費より除く。

2 補助事業の実施期間は、補助事業者が本事業の決定を受けた日から、当該年度の2月末までとする。ただし、市長が、必要と認めるときは、補助事業の実施期間を別に定めることができる。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金交付申請書に規則第4条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 団体の場合は規約、役員名簿

(2) 図面、カタログの写し

(3) 設置予定位置図（薬剤詰替え、連動型住宅用火災警報器を除く。）

(4) 見積書の写し

(補助金の交付の決定)

第7条 前条の規定により補助金の交付申請があったときは、市長はこれを審査の上、適当と認めるものについて予算の範囲内で補助金を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次に掲げる条

件を付するものとする。

(1) この補助金は、交付決定した事業費以外に使用してはならない。

(2) 規則の規定を遵守すること。

3 市長は、交付決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書により、当該交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付を申請した者に通知しなければならない。

4 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 補助事業者は、前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ事業計画変更承認申請書に本要綱第6条(1)から(4)のうち変更に係る書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容又は予算の変更をしようとするとき。

(2) 補助事業を廃止しようとするとき。

2 市長は、第1項の規定による事業計画変更承認申請書の提出があった場合には、これを審査の上、適当と認めるものについては、交付の決定の内容を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による交付決定の内容を変更したときは、補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通ずるものとする。

(事業報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日までに、補助事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、提出期限を別に定めることができる。

2 補助事業者が、規則第11条の規定により事業報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 収支決算書

(2) 領収書等の補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写し

(3) 事業を実施したことが確認できるカラー写真

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により事業報告書が提出された場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一

部を取り消すことができる。

- (1) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 規則及び本要綱に定める申請や報告において虚偽や文書の偽造等があったとき。
- (4) 補助事業の実施について不正の行為が認められるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書によりその旨を補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1及び別表第2に定める耐用年数をいう。)を経過し、又は市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(帳簿の備付け)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他の帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(立入検査等)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業に関する報告を求め、若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその指定する職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(書類の様式)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。

別表第 1

(イ) 事業区分	(ロ) 補助対象者	(ハ) 事業内容	(ニ) 補助金額等
地域防災活動支援事業	鞆まちなみ保存会の理事（保存地区内に限る。）	1 街頭消火器の購入費・設置に要する費用に対する補助 2 街頭消火器の薬剤詰替えに要する費用に対する補助 3 消火器収納箱の購入・設置に要する費用に対する補助	1 街頭消火器 補助対象経費×50% （1本あたり4,000円を上限とする。） 2 街頭消火器の薬剤詰替え 補助対象経費×50% （1本あたり3,000円を上限とする。） 3 消火器収納箱 1本用 補助対象経費×80% （1箇所あたり7,000円を上限とする。） 2本用 補助対象経費×80% （1箇所あたり8,000円を上限とする。）
	鞆町伝統的建造物群保存地区内に建物を所有する又は現に居住する世帯	1 連動型住宅用火災警報器設置の購入費・設置に要する費用に対する補助	1 連動型住宅用火災警報器 補助対象経費×50% （1台あたり4,000円上限とし、親機を含め1世帯あたり5台を限度とする。） ※補助対象となる1世帯につき1回/年度を限度とする。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

※補助対象経費に補助率を乗じた額に1,000円未満の端数がある場合はそれを切り捨てる。

別表第 2

補助の対象外とする経費 ・領収書等により確認することができない経費 ・その他、本事業の対象として適切でないと認められる経費
